

ケアプランセンター Flower' s 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人 Flower' s が開設するケアプランセンター Flower' s (以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。また、市町、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称： ケアプランセンター Flower' s
- (2) 所在地： 広島県福山市山手町7丁目2-48

(従業者の職種、員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：常勤1名を置く。
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員は、常勤3名(管理者兼務)以上とする。
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30~17:30までとする。ただし、電話連絡は24時間可能

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析表の種類 全社協アセスメントシート
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回
- (5) モニタリングの結果記録 一ヶ月に1回

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談・申請代行
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 指定居宅サービス事業者及びその他の者との連携調整
- (4) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、路程一キロメートル当り10円を徴収する。
- (3) 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市、尾道市、府中市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生

した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(虐待の防止及び身体拘束等の適正化について)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり

必要な措置を講じる。

- (1) 虐待及び身体拘束に関する責任者を選定する。(管理者：豊原 英明)
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、市町や地域包括支援センターへの通報を行う。
- (6) 虐待及び身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (7) 緊急やむを得ない場合を除き、原則は身体的拘束等を行ってはならない事とし、三要件を満たす場合には、同意を得た上で、その態様及び時間・理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 地域介護支援専門員連絡会議の研修
- (2) 連絡協議会が開催する研修
- (3) その他の研修

従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、一般社団法人 Flower's と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。